

平成 14 年 12 月 19 日
企業会計基準委員会

「ストック・オプション会計に係る論点の整理」の公表及び 公聴会開催のお知らせ

1. 論点整理の公表とコメントの募集について

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、平成 13 年 11 月の商法改正で新株予約権制度が導入され、ストック・オプションの利用が一層活発になると見込まれていることから、我が国におけるストック・オプションの実態調査を進める一方で、費用認識の要否をはじめとする基本的な論点を取り上げ、国際的な会計基準の動向も踏まえつつ、検討を行ってまいりました。

当委員会は、皆様方のご意見を今後の審議の参考とするため、この段階で標記の論点の整理（以下「本論点整理」という。）を公表することにつき、平成 14 年 12 月 17 日の第 24 回企業会計基準委員会にて承認いたしました。

つきましては、本論点整理で取り上げた論点につきご意見がある方は、**平成 15 年 2 月 28 日（金）までに**、当委員会宛に、原則として電子メールにて、下記へ文書でお寄せ下さい。

なお、財団法人 財務会計基準機構では、本論点整理に関する説明会を予定しております（詳細は、別途財団のホームページ上に掲載される予定です（URL <http://www.asb.or.jp>））。

2. 公聴会開催のお知らせ

当委員会では、今後の審議の参考とするため、上記に加え公聴会を開催し、我が国のストック・オプション会計のあり方について、直接ご意見を承る機会を設けることといたしました。公述人として意見陳述を希望される方は、別紙の「ストック・オプション会計に係る公聴会開催のお知らせ」に従って、ご意見の要旨を簡潔にまとめ、**平成 15 年 2 月 3 日（月）までに**、原則として電子メールにて、下記へご応募下さい。

公述人として選定された場合、別途詳細を連絡させていただきます（時間的制約等により、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承下さい）。

なお、公聴会には、当委員会委員及びストック・オプション等専門委員会専門委員が出席し、公述内容を理解するための質疑も行う予定です。

記

電子メール： soption@asb.or.jp

F A X : 03-5561-9624

問合わせ先： 03-5561-8449

以 上

本論点整理の概要

基本的な論点の概要

本論点整理では、ストック・オプション会計の方向性に関わると考えられる5つの基本的と考えられる論点を、「基本的な論点の整理」において取り上げており、その概要は以下のとおりです。なお、用語については、本論点整理の「一般的なストック・オプションの形態」をご参照下さい。

論点1：費用認識の要否

役員や従業員（以下「従業員等」という。）の労働役務の提供に対する対価として、現金を支払う場合については、当該現金の要支出額が費用として認識される。

しかしながら、現金の支払いに代えてストック・オプション（自己株式を対象とするコール・オプション、新株予約権）を付与した場合には、会計上、費用を認識すべきか否かについて議論がある。

これは、ストック・オプションを付与した場合には、現金で支払った場合とは異なり、現金その他の会社財産の流出が生じないためである（付与した時点で会社財産の流出が生じないのみならず、その後、ストック・オプションが行使された場合や、権利確定条件の未達成又は権利不行使によりストック・オプションが失効してしまった場合のいずれのケースでも、会社財産の流出は生じない）。

このように、現金その他の会社財産の流出が生じないということは、費用が通常有する特徴とは異なっている。そのため、対価としてストック・オプションを付与した場合には、そもそも費用認識が必要か否かが論点となっている。

ところで、ストック・オプションを付与した場合であっても、会社は従業員等からそれに対応して価値ある労働役務の提供を受けてこれを費消していると考えられる。この点を重視し、費用の認識が必要と考える見解をとった場合であっても、会計処理上、その認識や測定に関して、現金を対価とする場合には見られない次のような問題が生じる（論点2～5）。

論点2：費用認識の相手勘定

ストック・オプションが行使され株式が交付された場合には、会社の資本が増加することとなる。このように、従業員等にストック・オプションが付与された場合、費用認識が必要と考える見解をとる場合の相手勘定についても、この時点では資本として取り扱うことに異論はないと考えられる。

しかし、費用を認識する会計処理を行う場合、会社が労働役務を費消する時点は、通常ストック・オプションが行使されて株式が交付される時点より前であり、この時点では、

ストック・オプションが行使され、株式が交付されるか否かは判明していない（将来、行使されないまま失効してしまう可能性もある）。このため、費用認識する際の相手勘定を当初から確定的に資本として処理してよいか、言い換えれば、結果として株式が交付されなかったような場合にも、そのまま資本としておいてよいか問題となる。

論点 3：測定基準日

ストック・オプションは、従業員等の側から見れば、当該会社の株式を取得することができる権利（会社側から見れば、それに応じる義務）であり、権利確定条件を満たす前から、株価の変動に応じてその経済的な価値は常に変動する。このため、労働役務の対価としてストック・オプションを付与した場合には、現金で支払った場合と異なり（最終的に）どの時点で費用を測定するかが問題となる。

論点 4：失効の取扱い

また、ストック・オプションが付与されても、その後、権利確定条件の未達成による失効や、権利不行使による失効により、ストック・オプションに関する数量の変動が生じ得る。

他方、対象となる労働役務の費消は、権利行使されるストック・オプションの数量が確定する前になされるのが通例である。このため、労働役務の費消に合わせて費用を認識するとすれば、事後的に生じたストック・オプションの数量の変動をどの時点まで反映すべきかという問題が生じる。

論点 5：測定の基礎

さらに、名目的価値が一義的に定まっている現金の場合とは異なり、どのような価値（例えば、時価や、本源的価値等）をもってストック・オプションの価値とすべきか（測定の基礎）が問題となる。この問題は、実際にどのようにして測定するのかという測定方法の問題と切り離して考えることはできない。

仮に、測定基準日におけるストック・オプションの時価によるべきものと考えても、通常、観察可能な市場価格は存在しない。市場価格に代わる評価額を理論的に算定するためのモデルは存在するものの、このモデルに代入するデータ（例えば、将来の株価の予測ボラティリティ（変動率））の信頼性を疑問視する議論がある一方で、それに代わる方法との比較において、価格算定モデルによる測定の方が有用な会計情報を提供するとの議論がある。

コメントの募集

本論点整理で掲げた基本的な論点（「基本的な論点の整理」）につき、コメントを募集いたします。特に、以下の点について、ご意見をお寄せ下さい。

また、基本的な論点として取り上げなかった事項についても、ストック・オプション会計に関係するご意見があれば、お寄せ下さい。なお、「その他の論点の概要」では、今後当委員会が検討する予定の論点の概要も掲げておりますので、ご参照下さい。

Q 1 従業員等の労働役務の提供に対する対価として、ストック・オプションを付与した場合、費用の認識は必要か？（論点 1 参照）

（以下 Q 2～Q 8 は、Q 1 で費用の認識が必要と考える場合に問題となる。）

Q 2 Q 1 で費用の認識が必要と考える場合、従業員等にストック・オプションを付与した時点で「確定的」に資本として会計処理するか、又は、付与時点では「暫定的」なものとして会計処理しておき、性格が確定した時点で必要に応じて当初の会計処理を修正すべきか？（論点 2 参照）

Q 3 Q 2 に関して、ストック・オプションを付与した時点では、その性格が確定しないものとして「暫定的」な会計処理を行うべきとの見解をとる場合、資本としての性格が確定するのはどの時点と考えるか？（論点 2 参照）

Q 4 Q 3 に関して、資本としての性格が確定する時点より前の会計処理としては、「暫定的」に資本として取り扱うのが適当か、又は「暫定的」に負債として取り扱うのが適当か？（論点 2 参照）

Q 5 費用の測定に関して、どの時点までのストック・オプションの価値変動を反映すべきか（最終的に、どの時点の価値で測定すべきか）？（論点 3 参照）

Q 6 費用の測定に関して、どの時点までのストック・オプションの数量変動（失効）を反映すべきか？（論点 4 参照）

Q 7 費用の測定に関して、ストック・オプションの数量変動（失効）を反映する場合、失効が生じる前に計上した費用のうち、失効したストック・オプションに対応する部分を取り消すべきか、又はストック・オプションに失効が生じても、それ以前に計上した費用は取り消すべきではないと考えるか？（論点 4 参照）

Q 8 スtock・オプションのどのような価値（例えば時価や本源的価値等）を基礎として、費用を測定するのが適切か？（論点 5 参照）

Q 9 その他、ストック・オプション会計に関するご意見があれば、お寄せ下さい。（「その他の論点の概要」参照）

以上